

# 北海道ケアラー支援条例（仮称）素案

## I 総 則

### 1 目的

この条例は、ケアラーの支援に関し、基本理念を定め、並びに道の責務並びに道民、事業者、関係機関及び支援団体の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全てのケアラーとその家族等が孤立することなく健康で心豊かな生活を営み将来にわたり自分らしく夢や希望を持って暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

### 2 定義

次に掲げるもののほか、必要な用語を定義します。

- (1) ケアラー 高齢、障がい又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対し、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者をいいます。
- (2) ヤングケアラー ケアラーのうち、18歳未満の者をいいます。
- (3) 関係機関 介護、障がい者及び障がい児の支援、医療、教育、児童の福祉等に関する業務を行う機関をいいます。

### 3 基本理念

- (1) ケアラーの支援は、全てのケアラーが個人として尊重されるとともに、周囲から大切にされ、社会から孤立することなく健康で心豊かな生活を営み、将来にわたり自分らしく夢や希望を持って暮らすことができるように行われなければなりません。
- (2) ケアラーの支援は、ケアラーの年齢、置かれている状況等に応じて適切に行われなければなりません。
- (3) ケアラーの支援は、道、市町村、道民、事業者、関係機関及び支援団体が相互に連携を図りながら、ケアラーを社会全体で支えるよう取り組まれなければなりません。
- (4) ケアラーの支援は、ケアラーが介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者及びその他のケアラーの家族に対する支援と一体的に行われなければなりません。
- (5) ヤングケアラーの支援は、ヤングケアラー本人の意向を踏まえた上で適切に行われるとともに、子どもの権利及び利益が最大限に尊重され、心身ともに健やかに育成され、適切な教育の機会が確保されるように行われなければなりません。

#### 4 道の責務

- (1) 道は、基本理念にのっとり、本道の特性及び地域の実情に応じたケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有します。
- (2) 道は、ケアラーの支援を推進する上で市町村が果たす役割の重要性に鑑み、市町村がその地域の特性及び実情に応じ、この条例の趣旨に合致した施策を実施することができるよう、市町村に対して助言その他の必要な支援を行います。
- (3) 道は、ケアラーの支援に関する施策の実施に当たっては、市町村、道民、事業者、関係機関及び支援団体と相互に連携を図るものとします。

#### 5 道民の役割

- (1) 道民は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラーの支援の必要性についての理解を深め、ケアラーが安心して暮らすことができる地域づくりに努めるものとします。
- (2) 道民は、ケアラーの支援に関する道及び市町村の施策並びに事業者、関係機関及び支援団体の活動に協力するよう努めるものとします。

#### 6 事業者の役割

- (1) 事業者は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラーの支援の必要性についての理解を深め、ケアラーの支援に関する道及び市町村の施策並びに他の事業者、関係機関及び支援団体の活動に協力するよう努めるものとします。
- (2) 事業者は、従業員がケアラーである可能性があることを認識するとともに、ケアラーである従業員に対しては、当該従業員の意向を尊重しつつその勤務の体制を定めるに当たっての配慮、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとします。

#### 7 関係機関の役割

- (1) 関係機関は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラーの支援の必要性についての理解を深め、ケアラーの支援に関する道及び市町村の施策並びに事業者、他の関係機関及び支援団体の活動に積極的に協力するよう努めるものとします。
- (2) 関係機関は、その業務を通じて日常的にケアラーに関わる可能性がある立場にあることを認識するとともに、ケアラーに関わる時は、当該ケアラーの意向を尊重しつつその健康状態、生活環境等について確認し、支援の必要性の把握に努めるものとします。
- (3) 関係機関は、支援を必要とするケアラーに対し、情報の提供、他の関係機関への取次ぎその他の必要な支援を行うよう努めるものとします。

## 8 ヤングケアラーと関わる教育に関する業務を行う関係機関の役割

- (1) ヤングケアラーと関わる教育に関する業務を行う関係機関は、7の(1)及び(2)に記載のほか、ヤングケアラーに関わる時は、当該ヤングケアラーの教育の機会の確保の状況について確認し、支援の必要性の把握に努めるものとします。
- (2) ヤングケアラーと関わる教育に関する業務を行う関係機関は、7の(3)に記載のほか、支援を必要とするヤングケアラーからの教育及び福祉に関する相談に応じるよう努めるものとします。

## 9 支援団体の役割

支援団体は、基本理念にのっとり、適切かつ効果的なケアラーの支援を行うよう努めるとともに、ケアラーの支援に関する道及び市町村の施策並びに事業者、関係機関及び他の支援団体の活動に協力するよう努めるものとします。

## II 基本的施策

### 10 ケアラーの支援に関する計画の策定

- (1) 知事は、ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「計画」という。）を定めるものとします。
- (2) 計画は、ケアラーの支援に関する施策の基本的事項について定めるものとします。
- (3) 知事は、計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとします。
- (4) 知事は、計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとします。

### 11 普及啓発の促進等

道は、ケアラーが自らの置かれている状況について正しく理解した上で必要な支援を求めることができるようにするため、市町村、道民、事業者、関係機関及び支援団体に対する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとします。

### 12 ケアラーの早期発見及び相談の場の確保

- (1) 道は、ケアラーの早期発見に向けて、市町村、関係機関及び支援団体間における情報の共有、学校及び地域における気づき、ケアラーからの相談に応じる人材の育成並びに市町村及び関係機関が緊密に連携しケアラーが相談することができる場の確保を促進するために必要な措置を講ずるものとします。
- (2) 道は、ヤングケアラーが自らの意見を表明する権利を行使することができ、かつ、その意見が適切に支援に反映される環境の整備に努めるものとします。

### **13 ケアラーを支援するための地域づくり**

道は、公的サービスの効果的な活用を促進するとともに、ケアラーと地域住民が一体となってケアラーが安心して暮らすことができる地域づくりを推進するために必要な措置を講ずるものとします。

### **14 推進体制の整備**

道は、ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な体制を整備するものとします。

### **15 財政上の措置**

道は、ケアラーの支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。